

様式 4

第 3 1 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和 4 年 6 月 2 9 日 (水) 午後 5 時 4 0 分～午後 7 時 0 0 分 高石市役所 別館会議室 1 1 3	
出席委員	3 名全員 (大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	契約検査課：沼守課長、武田参事、光川主事、濱田主事 事業課：松原課長、岸課長代理 建築住宅課：松本課長代理 上下水道課：上田課長、北口課長代理、近藤課長代理、船富計画工務係長	
審議対象期間	令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・庁舎駐車場改修工事 ・松の実園移転工事 ・(改良R3-10) 取石401号線他老朽管更新工事 ・(改良R3-11) 千代田617号線老朽管更新工事 ・(改良R3-12) 取石605号線他老朽管更新工事 随意契約 ・老人福祉センター(瑞松苑) 移転工事に伴う附帯工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和3年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和3年度下半期の令和3年10月1日～令和4年3月31日では、総契約件数が14件、契約金額の合計は4億2516万9800円、平均落札率は89.2%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札及び随意契約であり、一般競争入札、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が8件、随意契約が2件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が4件、随意契約については該当がなかった。</p> <p>昨年度との比較では、令和2年度下半期が、契約件数21件、契約金額が約6億1700万円に対し、今年度下半期は、契約件数が14件、契約金額が約4億2600万円と、契約件数、契約金額ともに減少している。</p> <p>今年度下半期発注分の工事の特徴として、契約検査課発注分においては、契約金額全体の約75%を占める松の実園移転工事を発注した。水道事業においては、引き続き水道老朽管の更新工事に力を入れている。</p>
2 令和3年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
<p>談合情報がある場合、受付窓口はどこになるのか。</p>	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和3年度下半期は1件の指名停止措置を行い、談合情報、契約解除についてはいずれも該当は無かった。</p> <p>契約検査課となる。</p>

<p>ホームページ等で分かりやすく窓口を設置することを検討してはどうか。</p>	<p>今後、必要に応じて協議、検討していきたい。</p>
<p>3 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約検査課発注工事は、抽選で落札となっている事案が多いため、任意で抽出した。「松の実園移転工事」は、金額が比較的高額であるので抽出した。</p> <p>上下水道課発注工事は、老朽管更新工事を抽出した。</p> <p>なお、これら抽出案件の審議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、工事担当課説明員の出席を最小限とするため、工事担当課別に審議を行う。</p> <p>○庁舎駐車場改修工事</p> <p>入札結果について、1社が辞退となっているが、その理由は。</p> <p>○松の実園移転工事 (※関連工事として「松の実園移転工事に伴う附帯工事」)</p> <p>工事の内容はどのようなものか。</p> <p>辞退者が多い理由は。</p> <p>入札前辞退と参加した上での辞退について</p>	<p>他の手持ち工事があったため辞退したのではないかと推察している。</p> <p>[建築住宅課] 高石市南西部に位置する児童発達支援センター「松の実園」を北西部にある旧北幼稚園跡地に高台移転するための新築工事である。</p> <p>辞退理由について、既に他工事を受注しており、技術者の配置が困難であることや、建築資材等の納期が不透明であるなどの理由を確認している。</p> <p>いずれの方法も辞退に違いはないが、入札</p>

<p>てどのような違いがあるのか。</p> <p>辞退が理由で次回以降に指名しないことはあるのか。</p> <p>附帯工事の内容は、移転先の園庭に新たな遊具を設置するという認識でよいか。</p> <p>本体工事と附帯工事に分けた理由は。</p> <p>随意契約とした理由は。</p>	<p>に参加した上で、入札書に辞退と記入した業者については、参加しないことで次回以降の入札に指名されないのではないかと考えた、あるいは他の参加者や落札金額等の情報を得る目的があったと推察される。</p> <p>辞退は自由であるため、次回以降の指名に影響はない。</p> <p>お見込みのとおり。</p> <p>当初、移転工事は遊具の設置を含めて発注する予定だったが、遊具選定に時間を要したため、遊具決定後に附帯工事として分離発注したものである。</p> <p>移転工事の受注者と契約することで、入札に付すよりも経費の節減が可能となり、また、円滑な施工が確保できるなどの面で有利な契約が可能となることから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき随意契約を締結したものである。</p>
<p>○老人福祉センター（瑞松苑）移転工事に伴う附帯工事</p> <p>随意契約の理由は「松の実園移転工事に伴う附帯工事」と同じ理由か。</p> <p>工事の内容はどのようなものか。</p> <p>電気工事や管工事など専門性の高い技術</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>[建築住宅課]</p> <p>本体工事である老人福祉センター(瑞松苑)移転工事の施工中に、当初想定していなかった内装の劣化や設備の故障が判明したこと等により、別途追加工事を行う必要が生じたため、附帯工事として発注したものである。</p> <p>本体工事にも電気工事をはじめ多様な工種</p>

<p>を要する工事のように見受けられるが、本体工事の受注者で対応できたのか。</p> <p>予定価格と同額で受注しているが、事前に公表した上で見積徴取を行うのか。</p> <p>○（改良 R3-10）取石 401 号線他老朽管更新工事 ○（改良 R3-11）千代田 617 号線他老朽管更新工事 ○（改良 R3-12）取石 605 号線他老朽管更新工事</p> <p>入札参加の制限とはどのようなものか。</p> <p>事前公表のうえ、落札業者に参加制限がかかるとなると、工事が平等に割り当てられるため、競争入札制の意味があるのか。</p> <p>受注機会の確保は、官と業界が協力し、公平に利益を配当する行為と同じで、根源的に否定すべきものと考えているが、委員の意見は。</p> <p>業者側に参加、辞退という選択の余地があり、抽選となれば運の問題で、今回は抽選の結果、最低金額で落札され、不当な利</p>	<p>が含まれており、対応可能である。</p> <p>事後公表としているが、附帯工事の場合は事前に追加工事の内容及びその概算費用について受注者と合意の上、見積合わせを行うため、予定価格近傍での見積額となる傾向がある。</p> <p>受注機会確保の観点から、金額が一千万円以上の工事を受注してから 6 ヶ月を経過していない業者について指名を行わないもので、高石市指名競争入札参加者選定基準第 5 条に基づき措置である。</p> <p>[上下水道課] 指名の際、必要選定業者数に満たない場合は、市内業者に限り 6 ヶ月を経過していても、工事の進捗状況により参加可能としている場合もある。</p> <p>受注機会確保のために、制限を設けている。また、不正行為を防止するために事前公表としている。</p>
---	---

<p>益が上げられているわけではないので、特に問題ないと思われる。</p> <p>この規模、内容の老朽管更新工事は定期的に発注しているのか。</p>	<p>上下水道課において更新計画を立案しており、それに基づき年間で12～13件程度発注している。</p>
--	--